

○指定講習機関事務処理要綱の制定について

(平成2年8月24日例規第30号／神免発第296号／神試発第154号)

改正 平成7年3月24日例規第10号神 務発第454号	平成8年8月27日例規第24号神免発第192号神試発第152号神交総発 第329号神交規発第331号神交指発第500号神駐発第284号
平成15年8月6日例規第35号神 免発第444号神試発第261号	平成18年3月24日例規第20号神務発第548号
平成25年8月7日例規第35号神 免発第268号	平成25年12月25日例規第45号神試発第13号
平成26年3月25日例規第20号神 総発第71号	平成28年3月29日例規第14号
平成29年3月10日例規第8号神 免発第184号	平成30年3月30日例規第9号神務発第468号

各所属長あて 本部長

指定講習機関事務処理要綱を次のように定め、平成2年9月1日から施行することとしたから、適正な運用を図られたい。

記

1 制定の趣旨

道路交通法(昭和35年法律第105号)の一部が改正されたことにより、神奈川県公安委員会の権限に属する事務の代行処理に関する規程(昭和52年神奈川県公安委員会訓令第2号)及び神奈川県公安委員会行政処分取扱規程(昭和54年神奈川県公安委員会訓令第1号)に、指定講習機関の指定及び指定の取消し等の事務処理規定が追加されたことから、新たに要綱を制定し、指定講習機関に関する事務取扱いの適正な運用を図ろうとするものである。

2 制定の要点

(1) 準拠規定(第2条関係)

指定講習機関の取扱手続きに関する準拠規定を設け、取扱いの根拠を明らかにした。

(2) 指定講習機関の事務管理(第3条関係)

試験課長が、指定講習機関に関する事務を管理することとした。

(3) 事務担当責任者(第4条関係)

事務担当責任者による指定講習機関に関する取扱事務の迅速、適正な処理を図ることとした。

(4) 指定講習機関審査委員会(第5条関係)

指定講習機関の指定及び当該講習機関に対する行政処分の適正かつ公正な運用を図るため、運転免許本部に指定講習機関審査委員会を設けた。

(5) 指定申請の受理等(第6条～第9条関係)

指定講習機関の指定申請の受理、審査、指定の公示、指定書の交付等当該機関の指定に関する取扱要領を具体的に定めた。

(6) 検査等(第 17 条関係)

講習業務を適正に管理するため運転免許本部長が指定講習機関について検査を行い、必要な報告又は資料の提出を求めることができることとした。

(7) 処分事案等(第 18 条～第 20 条関係)

指定講習機関に対する行政処分を適正かつ公正に行うため、具体的な規定を定めた。

(8) 処分の上申等(第 21 条～第 23 条関係)

行政処分の執行手続きを具体的に定めた。

指定講習機関事務処理要綱

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 5 条)

第 2 章 指定講習機関の指定

第 1 節 指定申請の受理等(第 6 条・第 7 条)

第 2 節 指定の公示等(第 8 条―第 12 条)

第 3 節 講習の休廃止等(第 13 条・第 14 条)

第 4 節 報告書等の受理(第 15 条―第 17 条)

第 3 章 指定講習機関の処分

第 1 節 処分事案の調査等(第 18 条―第 20 条)

第 2 節 処分の上申、公示等(第 21 条―第 24 条)

第 3 節 報告等(第 25 条)

第 4 章 業務の引継ぎ等(第 26 条)

第 5 章 公示の方法(第 27 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神奈川県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程(平成 26 年神奈川県警察本部訓令第 4 号)及び神奈川県公安委員会行政処分取扱規程(昭和 54 年神奈川県公安委員会訓令第 1 号。以下「規程」という。)に規定する指定講習機関に関する事務の適正を図るための手続及びその他必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第 2 条 指定講習機関に関する事務の取扱いについては、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)、道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)、指定講習機関に関する規則(平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。)及び神奈川県道路交通法施行細則(昭和 4

4年神奈川県公安委員会規則第1号。以下「細則」という。)並びに別に定めのあるほか、この要綱の定めるところによる。

(事務の管理)

第3条 交通部運転免許本部運転教育課長(以下「運転教育課長」という。)は、指定講習機関の指定及び指定講習機関に対する行政処分(以下「処分」という。)に関する事務の管理を行うものとする。

(事務担当責任者)

第4条 運転教育課長は、所属の職員の中から事務担当責任者を指名し、指定講習機関に関する事務を処理させるものとする。

2 事務担当責任者には、課長補佐又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

(指定講習機関審査委員会)

第5条 運転免許本部に、指定講習機関の指定、当該指定の取消し等の処分に関する事案を審査するため、指定講習機関審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長には交通部運転免許本部長(以下「免許本部長」という。)を、委員には交通部運転免許本部運転免許課長、運転教育課長及び委員長が指名する者をもって充てる。

4 審査委員会の運用に関する事項については別に定める。

第2章 指定講習機関の指定

第1節 指定申請の受理等

(指定申請の受理)

第6条 指定講習機関の指定申請(以下「指定申請」という。)は、運転教育課長が受理するものとする。

2 運転教育課長は、指定申請を受理するときは、指定講習機関指定申請書(第1号様式)の記載内容と添付書類を確認するものとする。

(適合審査)

第7条 免許本部長は、前条に規定する指定申請を受理したときは、審査委員会を開催し、法令に規定する講習機関に適合するものであるかどうか審査を行うものとする。ただし、定例的なものについてはこれを省略することができる。

第2節 指定の公示等

(指定の公示)

第8条 運転教育課長は、第6条第1項に規定する指定申請について、神奈川県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が指定講習機関の指定を行ったときは、公示するものとする。

(指定書の交付)

第9条 免許本部長は、公安委員会が指定を行った指定講習機関に対して、細則第29条第2項に規定する指定講習機関指定書を交付するものとする。

(名称等変更の公示)

第10条 運転教育課長は、指定講習機関から規則第4条第1項の規定により名称等の変更に関する届出があったときは、公示事項等の変更の届出について(第2号様式。以下「変更届」という。)により受理するものとする。

2 前項に規定する名称等の変更届を受理したときは、当該変更に係る事項を公示するものとする。

(書類内容変更届の受理)

第11条 運転教育課長は、指定講習機関から規則第4条第3項の規定により書類の内容の変更に関する届出があったときは、変更届により受理するものとする。

(講習業務規程認可等申請の受理)

第12条 運転教育課長は、指定講習機関から規則第9条第1項の規定により講習業務規程の認可の申請があったときは、講習業務規程認可申請書(第3号様式)により受理するものとする。

2 前項に規定する講習業務規程について、規則第9条第2項の規定により内容の変更に関する届出があったときは、講習業務規程変更認可申請書(第4号様式)により受理するものとする。

第3節 講習の休廃止等

(講習の休廃止許可申請の受理)

第13条 運転教育課長は、指定講習機関から規則第14条第1項の規定により講習の全部又は一部の休止又は廃止の許可申請があったときは、講習の休廃止の認可申請書(第5号様式)により受理するものとする。

(講習の休廃止の公示)

第14条 運転教育課長は、前条に規定する許可申請について公安委員会が許可したときは、公示するものとする。

第4節 報告書等の受理

(報告の受理)

第15条 運転教育課長は、取消処分者講習を行う指定講習機関から規則第11条の規定に基づく講習の結果について報告があったときは、取消処分者講習実施結果報告書(第6号様式)により受理するものとする。

2 運転教育課長は、初心運転者講習を行う指定講習機関から規則第11条の規定に基づく講習の結果について報告があったときは、初心運転者講習実施結果報告書(第6号様式の2)により受理するものとする。

(事業報告書等の受理)

第16条 運転教育課長は、指定講習機関から規則第13条の規定に基づく事業報告及び収支決算の報告があったときは、事業報告書(第7号様式)により受理するものとする。

(検査等)

第 17 条 免許本部長は、講習を適正に行わせるため指定講習機関に対し、指定の基準に適合しているかどうか、又は法令の規定に従い適切に運営されているかどうかを検査し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第 3 章 指定講習機関の処分

第 1 節 処分事案の調査等

(処分事案等)

第 18 条 運転教育課長は、指定講習機関について、次の各号に掲げる行政処分に該当する事案(以下「処分該当事案」という。)を認知したときは、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は関係者から事情を聴取する等必要な調査を行うものとする。

(1) 法第 108 条の 5 第 3 項に規定する運転適性指導又は運転習熟指導に関する不正行為

(2) 法第 108 条の 8 第 1 項に規定する指定基準不適合

(3) 法第 108 条の 11 第 1 項又は第 2 項に規定する指定の取消し

(調査結果の報告)

第 19 条 運転教育課長は、処分該当事案について調査を行ったときは、調査結果を速やかに免許本部長に指定講習機関調査報告書(第 8 号様式)により報告するものとする。

(処分の審査)

第 20 条 免許本部長は、前条に規定する報告を受けたときは、審査委員会を開催し、処分該当事案の内容及び認定資料の審査を行うものとする。

2 審査に当たり必要があると認めるときは、審査委員会の委員以外の者から当該処分に関し、意見を求めることができる。

第 2 節 処分の上申、公示等

(処分の上申)

第 21 条 前条の規定により審査を行った結果、処分を相当と認めるときは、運転教育課長は、公安委員会に対し、調査報告書等関係書類を添付して次の各号に掲げる上申書により処分の上申を行うものとする。

(1) 指定講習機関に対する運転適性指導員・運転習熟指導員解任命令上申書(第 9 号様式)

(2) 指定講習機関(取消処分者講習・初心運転者講習)適合命令等上申書(第 10 号様式)

(3) 指定講習機関(取消処分者講習・初心運転者講習)指定取消上申書(第 11 号様式)

(聴聞)

第 22 条 運転適性指導員又は運転習熟指導員の解任を命ずる処分及び指定講習機関の指定を取り消す処分に当たっては、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号)の定めるところにより、陳述及び有利な証拠の提出の機会を与えるものとする。

(取消しの公示)

第 23 条 運転教育課長は、公安委員会が指定講習機関の指定を取り消したときは、取消しの公示をするものとする。

(処分通知書等の交付)

第 24 条 処分の執行に当たっては、運転適性指導員又は運転習熟指導員の解任を命ずる処分及び指定講習機関の指定を取り消す処分にあつては規程第 9 条第 1 号の定めるところにより処分の通知書を、指定講習機関に対する適合命令等にあつては適合命令等書(第 11 条様式の 2)を交付するものとする。

第 3 節 報告等

(報告等)

第 25 条 運転教育課長は、前条に規定する処分を執行したときは、その結果を公安委員会に報告するとともに、指定講習機関(取消処分者講習・初心運転者講習)処分台帳(第 12 号様式)に登載し、処分関係記録とともに整理保管するものとする。

第 4 章 業務の引継ぎ等

(引継ぎ)

第 26 条 運転教育課長は、公安委員会が指定講習機関の講習の全部若しくは一部の休止若しくは廃止の申請を許可し、又は指定を取り消したときは、規則第 16 条の規定により講習に関する書類等の引継ぎを受け、その他講習を適正かつ確実にを行うために必要な措置を講ずるものとする。

第 5 章 公示の方法

(公示の方法)

第 27 条 第 8 条、第 10 条第 2 項、第 14 条及び第 23 条に規定する公示は、神奈川県公報に掲載してこれを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月 24 日例規第 10 号神務発第 454 号)

附 則(平成 8 年 8 月 27 日例規第 24 号神免発第 192 号神試発第 152 号神交総発第 329 号神交規発第 331 号神交指発第 500 号神駐発第 284 号)

附 則(平成 15 年 8 月 6 日例規第 35 号神免発第 444 号神試発第 261 号)

附 則(平成 18 年 3 月 24 日例規第 20 号神務発第 548 号)

附 則(平成 25 年 8 月 7 日例規第 35 号神免発第 268 号)

附 則(平成 25 年 12 月 25 日例規第 45 号神試発第 13 号)

附 則(平成 26 年 3 月 25 日例規第 20 号神総発第 71 号)

附 則(平成 28 年 3 月 29 日例規第 14 号)

附 則(平成 29 年 3 月 10 日例規第 8 号神免発第 184 号)

附 則(平成 30 年 3 月 30 日例規第 9 号神務発第 468 号)

指定講習機関指定申請書

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

住所
申請者
氏名 ㊟

指定を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	
特定講習の種別	免許に係る 講習
特定講習を開始しようとする年月日	
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定自動車教習所の指定書の写し 2 資産の総額及び資産の種類 3 設置者及び管理者の住民票の写し及び履歴書 4 運転適性指導員・運転習熟指導員の数 5 運転適性指導員・運転習熟指導員の住民票の写し及び履歴書 6 申請者によって選任された者であることを証するに足りる書類 7 コース敷地の面積並びにコースの種類・形状及び構造を明らかにした図面 8 建物その他設備を明らかにした図面 9 使用する自動車又は原動機付自転車の種類及び数を記載した書面 10 講習の細目・時間・方法を定めた講習計画書 11 その他参考となる事項を記載した書面

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

名 称

代表者

㊟

公示事項等の変更の届出について

指定講習機関等に関する規則第4条^{第1項}_{第3項}の規定に基づき公示事項等の変更の届出を
します。

記

- 1 変更をする事項（書類の内容）
- 2 変更後の事項（書類の内容）

別添

講 習 業 務 規 程

項 目	内 容
特定講習を行う時間及び休日に関する事項	
特定講習を行う場所に関する事項	
手数料の収納に関する事項	
講習終了証書の発行に関する事項	
特定講習指導員の選任及び解任に関する事項	
特定講習の実施に関する事項	
特定講習の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項	
その他特定講習の実施に関し必要な事項	

講習業務規程認可申請書

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

住所
申請者
氏名 ㊟

指定講習機関に関する規則第9条の規定による講習業務規程の認可を受けたく、
当該講習業務規程を添えて申請します。

講習業務規程の認可を 受けようとする者の名 称及び住所並びに代表 者の氏名	
--	--

講習業務規程変更認可申請書

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

住所
申請者
氏名 ㊟

指定講習機関に関する規則第9条第2項の規定による講習業務規程の変更の認可申請をします。

講習業務規程の変更の認可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変更の理由	

講習の休廃止の許可申請書

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

住所
申請者
氏名 ㊟

指定講習機関に関する規則第14条の規定による特定講習の 一部 休止 の許可
全部 廃止 の許可
を申請します。

上記許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
休止し、又は廃止しようとする特定講習の種別	
同 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで
上記申請の理由	

発 第 号
年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

申請者 住 所
氏 名
(教習所名)

事 業 報 告 書

年度の取消処分者講習
初心運転者講習
実施結果については、別添のとおりでありますの
で収支決算報告書を添えて提出します。

第8号様式（第19条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

神運教発第 号

年 月 日

運転免許本部長 殿

運転教育課長

指 定 講 習 機 関 調 査 報 告 書

指定講習機関（取消処分者講習）
（初心運転者講習）である

に対し処分事案の

該当性の有無について調査した結果は、別添のとおりであるので関係書類を添えて報告します。

第9号様式（第21条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

神運教発第 号

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

運転教育課長

指定講習機関に対する^{運転適性指導員}解任命令上申書
_{運転習熟指導員}

次の者は、道路交通法第108条の5第3項の規定に基づく処分事案に該当すると認められるので上申する。

処分の種類及び適用条項		
処分対象講習機関(者)	所在地 (住所)	
	指定年月日	
	講習車種	
	設置者	
	管理者	
	運転適性指導員・ 運転習熟指導員	年 月 日生
	1 準中型自動車 2 普通自動車 3 大型自動二輪車 4 普通自動二輪車 5 原動機付自転車 年 月 日取得	
処分事案の概要		
添付書類		
備考		

第10号様式（第21条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

神運教発第 号

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

運転教育課長

指定講習機関（取消処分者講習）
（初心運転者講習） 適合命令上申書

次の指定講習機関は、道路交通法第108条の8の規定に基づく処分事案に該当すると認められるので上申する。

処分の種類及び適用条項		
処分対象講習機関(者)	所在地 (住所)	
	講習所	
	指定年月日	
	設置者	
	管理者	
処分事案の概要		
適合命令等の内容		
添付書類		
備考		

第11号様式（第21条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

神運教発第 号

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

運転教育課長

指定講習機関（取消処分者講習）
（初心運転者講習） 指定取消上申書

次の指定講習機関は、道路交通法第108条の11の規定に基づく処分事案に該当すると認められるので上申する。

処分の種類及び適用条項		指定取消し 道路交通法第108条の11
処分対象講習機関(者)	所在地 事務所の名称	
	指定年月日	
	講習車種	
	設置者	
	管理者	
処分事案の概要		
添付書類		
備考		

第11号様式の2（第24条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

神奈川県公安委員会指令第 号

適 合 命 令 等 書

氏名（法人にあつては、名
称及び代表者の氏名）

様

住所

道路交通法第108条の8第1項
第2項の規定により次の措置をとることを命じます。

措 置	
-----	--

年 月 日

神奈川県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県公安委員会（事務取扱は、神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転教育課）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求を行つたか否かにかかわらず、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県公安委員会となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

